東部家畜保健推進協議会が
車両消毒用の噴霧器を配布しました

柳井農林事務所畜産部
平成22年6月2日

平成22年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫の蔓延を防止するため、本県で牛・豚・緬山羊を飼養する全ての農場に消毒薬が配布され、農場出入り者の作業靴や車両消毒が義務づけられているところです。

その実施状況を調査したところ、踏み込み消毒槽は全戸が設置しているものの、一部では車両消毒未実施の農場がありました。

東部家畜保健推進協議会では、踏み込み消毒槽と併せて車両消毒の徹底を図るため、小規模飼養農家100戸を対象に手押し式噴霧器（容量4ﾘｯﾄﾙ）を配布しました。

車両消毒用の噴霧器（容量4ﾘｯﾄﾙ）